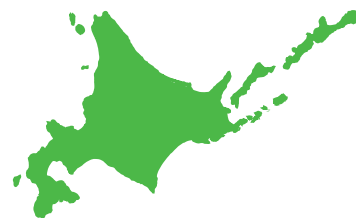


社会保険

# ほっかいど



2023  
No. 483

5

May

6

June

## INFORMATION

### 日本年金機構からのお知らせ P2

- 算定基礎届提出時のポイント

### 協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」
- 「健康サポート」をご活用ください

### 労働保険Q&A P6

- 「週20時間未満勤務」に変更となる場合の雇用保険の手続きのポイント

### 社会保険協会支部だより P7

### 働く人の ライフ&マネープラン P8

- 「扶養の範囲内・範囲外で働く」について



北海道の橋～三国峠より松見大橋 上士幌町

# 算定基礎届提出時のポイント

～ 算定基礎届の提出準備をお願いいたします ～

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、厚生年金保険および健康保険の保険給付金の決定や、保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力をお願いいたします。

## ～ 提出対象者 ～

その年の7月1日現在、被保険者（被用者）である方全てが対象となります。

ただし、次のケースに該当する場合は、提出不要です。

- ①その年の6月1日以降に被保険者（被用者）の資格を取得した方
- ②その年の6月30日までに退職した方
- ③その年の7月から9月までのいずれかの月に標準報酬月額が随時改定される方、または産前産後休業・育児休業等終了時改定が行われる方

## ～ 算定基礎届作成時の注意事項 ～

### ◎ 支払基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は4、5、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数（報酬の支払対象となった日数）がそれぞれ17日（※）以上あることが要件です。

支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に含めずに記入して下さい。（次ページ記入例もご確認下さい）

（※）国・地方公共団体および特定（任意特定）適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

### ◎ 4分の3以上勤務者（パートタイマー等）の取扱い

- 「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。「電子媒体」「電子申請」で申請する場合は、備考欄のパートを設定してください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「⑭総計」欄と「⑮平均額」欄は記入しないでください。

### ◎ その他留意事項

- 令和5年5月31日以前に資格取得（社会保険に加入）した被保険者の情報が、日本年金機構からお送りする算定基礎届に印字されていない場合は、必ず追記をしてください。
- 日本年金機構からお送りした算定基礎届に記載されている「従前の標準報酬月額」「生年月日」が健康保険組合等にて作成したものと相違する場合は、管轄の年金事務所へご確認ください。
- 提出した届書に金額等の記載誤りがあった場合は、別途訂正届をご提出ください。

・支払基礎日数に17日未満の月があるとき

●支払基礎日数に17日未満の月がある場合⇒支払基礎日数が17日以上の月を対象とします。

(例) 給与規定 月給制・毎月20日締切、当月25日支払



17日未満の月を除いた4月・6月の報酬の合計をその月数「2」で割って報酬月額を算出します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	住宅手当	通勤手当	残業手当	昼食	合計
4月	31日	242,000	5,000	8,000	12,000	4,000	271,000
5月	10日	110,000	5,000	8,000	0	1,000	124,000
6月	31日	242,000	5,000	8,000	5,000	4,000	264,000
総計							659,000

現物による給与がある場合はここに記入します。

《記入例》

※ 17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残りの1ヵ月（17日以上の月）のみの報酬で算出します。

・給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

●給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヵ月分の給与が支給されない場合⇒1ヵ月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月を対象とします。

4月途中入社



(例) 4月1日入社 毎月20日締切、翌月10日支払

4月分の給与は、日割計算になり、1ヵ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
総計			348,000

4月途中入社の方で、日割計算で20日分の給与が支給された場合でも、日割計算により本来、1ヵ月分として受ける額を受けていないことから、算定の対象月から除きます。

《記入例》

～ 提出時期および提出方法 ～

提出期限：7月10日（月）まで

提出方法：電子申請、または北海道事務センターへ郵送

(管轄の年金事務所への持参も可能です)

なお、提出に当たっては手続きの簡素化および迅速化が見込める電子申請をぜひご利用ください。

ご不明な点がございましたら、

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご確認ください。

# 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者の方を対象に、生活習慣病の予防と早期発見などを目的とした「生活習慣病予防健診」を実施しております。

## 自己負担額がお安くなり、さらにお得に！

令和5年4月からは、健診費用の約7割を協会けんぽが補助し、皆さまにご負担いただく金額が**5,282円**に軽減されておりますので、令和4年度と比べて約1,900円ほどお安く健診を受けることができます。

検査項目	協会けんぽの 「生活習慣病予防健診」	定期健診 (事業者健診)
定期健診で定められた項目 (肺がん検診含む)	○	○
大腸がん検診	○	×
胃がん検診	○	×
自己負担額	総額 18,865円 ↓ 協会けんぽの補助により <b>最高 5,282円</b>	北海道内の一般的な価格 約8,000円～ 約9,000円 ※医療機関により異なります。

定期健診の  
代わりになります！

生活習慣病予防健診は、  
定期健診よりも検査項目が  
充実し健診費用もお安い！



いっぽくん

## 婦人科検診や付加健診の費用補助もごさいます

- 子宮頸がん検診 ▷ 自己負担額最高 970円

偶数年齢の  
女性が対象

偶数年齢の20歳～38歳の女性の方は、「子宮頸がん検診」単独での受診も可能です。

- 乳がん検診 ▷ 40～48歳：自己負担額最高 1,574円  
50歳以上：自己負担額最高 1,013円

日本人女性の中かで最も罹る人が多い「乳がん」、早期発見のために検診を受けましょう！

40歳・50歳の  
方が対象

- 付加健診 ▷ 自己負担額最高 2,689円

付加健診とは、腹部超音波検査といったより詳細な健診のことです。

お手続きは簡単！ 健診実施機関へ電話するだけです！

※ご予約の際に、書類提出が必要な場合もございます。

健診項目や健診実施機関などの詳細は、パンフレット（3月中旬に事業所宛て送付済み）、または協会けんぽ北海道支部のHPをご覧ください。

パンフレット



# 「健康サポート」をご活用ください

## 健診は受けたあとが大切です！

健診はあくまでも生活習慣の改善の必要性や病気を発見するための手段であり、健診結果を踏まえた「健康サポート」の活用や医療機関への早期受診が重要です。

### 健康サポートとは

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に、保健師や管理栄養士が食事や運動など、一人ひとりに合わせた具体的なアドバイス・支援の実施を通じて、生活習慣改善のお手伝いをすることです。

### 費用は無料！

協会けんぽが全額補助することで、健康管理の専門家のサポートを無料で受けることができます。

## メタボリックシンドロームの放置はなぜ危険？

内臓脂肪の蓄積に加え、高血圧・高血糖・脂質異常が重なると、動脈硬化が急速に進み、心臓病など様々な病気にかかるリスクが高くなるからです。



## 健康サポートを受けるまでの流れ

1.

### 健診の当日

健康サポートを利用する

所要時間は20～30分です。  
お忙しい従業員の皆さまにこそ、  
おすすめの方法です！

健診受診の当日、健診実施機関から対象となる方へご案内します。当日に受けられない場合は後日、健診実施機関からご案内する場合もございます。

### 健診実施機関で健康サポート スタート！



健診当日に健康サポートを受けられる機関は、ホームページを確認！



2.

### 健診の後日

健康サポートを利用する

#### 対象者がいる事業所さまへ

協会けんぽ（もしくは委託している専門機関）からご案内をお送りします。  
ご担当者さまは、日程や場所などの調整をお願いいたします。

- 以下の3つの中から選択
- ① 事業所内にて対面で受ける
  - ② Zoomを使った遠隔面談を受ける
  - ③ 協会けんぽ北海道支部等で受ける

### 選択した方法で健康サポート スタート！



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



## 労働保険Q&A

### 「週20時間未満勤務」に変更となる場合の雇用保険の手続きのポイント

**Q** 家庭の事情で週の所定労働時間を20時間未満に変更することを希望するパートタイマー従業員（雇用保険の一般被保険者）がいます。雇用保険についてはどのような手続きが必要でしょうか？

**A** 週の所定労働時間が20時間を下回ることが確定したときは、雇用保険の資格喪失手続きが必要です。ただし、所定労働時間の変更が臨時的・一時的（概ね6か月以内、若しくは育児のために時間を短縮した場合は、その子の小学校就学前までなどが目安）であると判断される場合には、資格喪失の手続きは必要ありません。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



#### ■手続きに必要な各種届書等の記載のポイント

雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因には、「2 3 以外の離職」を選択し、被保険者でなくなったことの原因には、「本人の申出により週の所定労働時間が20時間未満となるため」などを記載します。

本人が希望しない場合を除き、離職証明書も忘れずに発行しましょう。なお、資格喪失日時点の年齢が満59歳以上の従業員については、すべて離職票の交付が必要です。

離職証明書の⑦離職理由欄は、「6 その他」にチェックを入れ具体的な理由（「本人の申出により週の所定労働時間が20時間未満となるため」）を記載します。具体的事情記載欄（事業主用）にも「本人の申出により週の所定労働時間が20時間未満となるため」などと記載します。

#### ■手続きのタイミング

雇用保険の資格喪失手続きは、週の所定労働時間を20時間未満とする労働条件の変更に労使双方で合意したタイミングで行うことが必要です。可能な限り労働条件通知書等で変更後の労働条件を労使で確認したうえで手続きを行いましょ。

雇用保険の資格喪失の手続きは月の途中でも行えますが、雇用保険料の従業員負担分は、労働保険徴収法施行規則に「事業主が被保険者に賃金を支払う都度控除することができる」と定められています。実際の手続きは、労働条件通知書等の発効日を給与計算対象期間に合わせて行うことが一般的だと言えます。

参照条文・参照資料

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第60条（賃金からの控除）

雇用保険の手引き\_被保険者の諸手続き

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000991467.pdf>

東京ハローワーク\_被保険者に関するQ&A

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kakushu\\_jouhou/koyouhoken/koyouhoken/QA/hihokensya\\_qa.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kakushu_jouhou/koyouhoken/koyouhoken/QA/hihokensya_qa.html)

## 働く人の

## ライフ&amp;マネープラン

## 「扶養の範囲内・範囲外で働く」について

※本文中では扶養者を夫（所得金額1,000万円以下の会社員）、被扶養者を妻として説明しています

40年前、専業主婦世帯の割合は約6割ありましたが、その後徐々に共働き世帯が増加して、今や共働き世帯の割合は7割を超えています。家計のため、将来のためにと働き始める目的はいろいろありますが、気になることの一つに、夫の扶養の範囲内で働くのか、扶養を外れて働くのかがあります。年収の壁ともいわれる税金や社会保険について内容を理解しておく必要があります。

ファイナンシャルプランナー  
須藤臣（すどう とみ）



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

著書：「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを  
買いたい！」（朝日新聞出版）、「Onlyoneの  
家づくり」（北海道新聞社）、「生命保険見直し  
ガイド」（日本実業出版）など著書・監修が多数

## 「年収の壁」は税金と社会保険料

妻の年収が100万円を超えると妻自身に住民税がかかり、103万円を超えると所得税もかかってきます（所得控除の額によっては課税なしもある）。103万円を超えると夫の「配偶者控除」がなくなりますが、代わりに「配偶者特別控除」が受けられるため、夫の税額が急激に増えない仕組みになっています。妻の収入が150万円を超えると徐々に夫の配偶者特別控除が減少して201万6,000円以上になると控除がなくなります。

一方、社会保険については、週の労働時間および月の労働日数が正社員の4分の3（通常は週30時間）以上ある場合は厚生年金保険に加入することになります。2016年の改正でパートなど短時間労働者の加入が拡大さ

れており、①～④すべてに該当する場合には厚生年金保険に加入することになりました。①厚生年金の被保険者数が101人（2024年10月からは51人）以上の事業所に勤務する（学生は除く）、②週の労働時間が20時間以上、③賃金月額が8万8,000円以上（手当含めない）、④2カ月超の雇用が見込まれる。

図1 妻の収入と税・社会保険の関係

妻の年収	妻			夫の配偶者控除または 配偶者特別控除
	住民税	所得税	社会保険料	
100万円以下	かからない	かからない	かからない	配偶者控除38万円
100万円超103万円以下	負担する	かからない	かからない	配偶者控除38万円
103万円超106万円以下	負担する	負担する	かからない	配偶者特別控除38万円
106万円超130万円以下	負担する	負担する	負担する※1	配偶者特別控除38万円
130万円超150万円以下	負担する	負担する	負担する	配偶者特別控除38万円
150万円超201万6,000円未満	負担する	負担する	負担する	配偶者特別控除36万円～3万円
201万6,000円以上	負担する	負担する	負担する	0

※1 事業所規模等により社会保険加入基準が異なる

## どのくらいの負担が増えるのか

図2の「税・社会保険料の年間の負担額例」にあるように、妻の年収が増えるにしたがって税・社会保険料の負担額も増すこととなります。社会保険料（厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険）は収入のおよそ15%程度となります。税負担については社会保険料ほど大きくはありません。なお、会社員である夫の社会保険料は妻の収入に左右されることなく変わりません。

これ以外では、世帯収入が増えることで公営住宅の家賃や保育料に影響を及ぼすこともあるので確認しておくといいでしょう。

図2 税・社会保険料の年間の負担額例

妻の年収	妻		夫 年収600万円 税額/年
	税額	社会保険料※2	
100万円	0	0	438,400円
110万円	18,000円	0	438,400円
130万円	18,800円	195,000円	438,400円
150万円	44,500円	225,000円	438,400円
180万円	72,400円	270,000円	477,800円
200万円	89,000円	300,000円	504,100円
220万円	105,600円	330,000円	510,200円

※2 社会保険料は年収の15%として試算

## 負担は増えるが社会保障が手厚くなる

税・社会保険料の負担で手取りが減ってしまい、「働き損」のようなイメージを持つこともあるでしょう。もちろん社会保険への加入は負担が発生しますが、良い面もたくさんあります。将来の老齢厚生年金が増えるだけでなく、自身が社会保険に加入するこ

とで、傷病で休んだ際の「傷病手当金」や「出産手当金」、「介護・育児休業の給付金」「失業給付」など充実した社会保障を受けることができます。手取りの損得だけではなく、総合的に働き方を考えるようにしましょう。